

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかるプロモーション業務 企画提案コンペ 参加仕様書

1 委託業務を行う目的

三重県では、株式会社ポケモンと締結している包括連携協定により、「ポケモンローカル Acts」(※)の取組を活用し、みえ応援ポケモンの「ミジュマル」とともに三重の魅力を発信するさまざまな取組を行っている。

本業務委託は、上記取組の一環として県が実施する観光誘客・周遊促進企画のプロモーションを実施することにより、当該企画の認知向上及び参加者数増加を図ることで、最終的に三重県への観光誘客及び周遊促進につなげることを目的とする。

(※) 地域それぞれの「推しポケモン」(三重県はみえ応援ポケモン「ミジュマル」)が、各地の魅力を国内外に発信する活動を行っている。この取組により多くの人々が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指している。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかるプロモーション業務を委託すべき業者を選定するために実施するものである。

3 委託業務の内容(詳細は別添業務委託仕様書のとおり)

(1) 委託業務名

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかるプロモーション業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

(3) 契約上限額

8,355,050円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者(※)であること。

なお、単独で委託事業を実施することが困難な場合、共同事業体等を構成して参加することも可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと及び代表となる主体を定めることとする。又、共同事業体の構成員として参加する場合、2つ以上の共同事業体の構成員として参加することはできず、別に自らが単独で参加することもできない。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (※) 最優秀提案者として決定した後であっても、提出された書類等により上記の条件を満たさないことが判明した場合、その決定を取り消すことがある。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第1-2号様式）も提出すること。

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同事業体等により参加する場合に使用すること。

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(2) 提出期限

令和8年5月21日（木）12時まで

(3) 提出方法

17の問合わせ先に、持参、郵便や民間事業者による信書便、又は電子メールにより提出すること。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、提出期限までに、電話にて17の問合わせ先が受理したことを確認すること。

6 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和8年5月18日（月）12時

(2) 質問の提出方法

17の問合わせ先に電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後、電話にて17の問合わせ先が受理したことを確認すること。

(3) 質問可能な事項

原則として、当該委託業務に係る仕様や条件、応募手続き等に関する事項とし、他の応募者の状況や積算に関する内容等については受け付けない。

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和8年5月19日（火）17時までに、三重県ウェブサイトに掲載する。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行う。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して、令和8年6月2日（火）17時までに通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7（2）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者が提出できることとする。

(2) 提出資料 各10部（正本1部、写し9部）

ア 企画提案書

- ・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上で、表紙を含め20ページ以内とすること。
- ・別添業務委託仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。
ただし、下記の項目については、必ず提案書に記載すること。

【プロモーションの実施について】

- ・具体的なターゲット設定（居住地・属性など）
- ・企画周知のためのプロモーション方法（具体的な手段や媒体、実施期間等）
- ・参加促進のためのプロモーション方法（具体的な手段や媒体、実施期間等）
- ・SNS・Web広告等を活用したプロモーション方法
- ・各種プロモーションの実施により期待できる効果
- ・類似業務の実績

【共通事項】

- ・業務実施スケジュール
- ・業務実施体制

イ 見積書（任意様式）

(ア) 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(イ) 費用の内訳を可能な限り記載すること。

(ウ) 事業者名及び代表者名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名及

び連絡先の記載がある場合、代表者印は不要とする。

(3) 提出期限

令和8年6月8日(月) 17時まで(厳守)

(4) 提出方法

17の問合わせ先に、持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出すること。なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は提出期限までに、電話にて17の問合わせ先が受理したことを確認すること。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進企画にかかるプロモーション業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

なお、選定において、最低制限基準点(合計満点比60%)未満の提案は失格とする。又、この基準は一者のみの提案であった場合も同様とする。

(2) 審査基準

以下の項目及び配点により、企画提案内容を総合的に審査する。

なお、「ア 企画性」の項目については、配点を2倍とする。

ア 企画性(×2)

- ・当委託事業が目的とする観光誘客及び周遊促進につなげられるような提案となっているか。
- ・県が実施する観光誘客・周遊促進企画について、より多くの県外在住者に認知させ、参加を促進できるような工夫があるか。
- ・各プロモーションのターゲットや実施により期待できる効果が具体的に示されているか。

イ 実現可能性

- ・具体的で、なおかつ実現可能な提案であるか。
- ・実施可能なスケジュールとなっているか。
- ・これまでの事業実績等から、より高い実現可能性を期待できるか。

ウ 実施体制

- ・実施にあたって、三重県との協議をふまえ、柔軟に対応することが可能か。
- ・実施に十分な組織体制、人員配分、遂行能力を有しているか。
- ・特に緊急時など確実に連絡がとれる組織体制等を有しているか。
- ・守秘義務等に係る情報管理及びその他法令遵守に十分な組織体制等を有しているか。

- ・共同体での提案の場合、役割分担は明確になっているか。

エ 経済合理性

- ・見積もりには、必要な経費が含まれているか。
- ・企画内容に対して、費用見積もりは適切かつ詳細に計上されているか。
- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から合理的であるか。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査に際し、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日（予定）

令和8年6月15日（月）

イ 実施場所（予定）

三重県庁厚生棟1階 S103会議室

ウ 実施時間

改めて別途通知する。

エ 説明者

3人までとする。

オ その他

プレゼンテーションは、事前に提出する企画提案書等のみを使用して説明すること。

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、提案者が多数の場合に実施する事前審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和8年6月12日（金）12時までに通知する。

(4) 審査結果

令和8年6月15日（月）に、各提案者に対して通知する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

※三重県が別途指示した日までに提出すること。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法

(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

なお、三重県会計規則(以下「規則」という。)第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第 7 条第 2 項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

16 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 本契約により発生した物の著作権及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。又、乙は著作権を譲渡した著作物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

- (4) 提出された全ての書類は返却しない。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となるものとする。
- (6) 選考経過は公表しない。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けない。

17 問合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光誘客推進課 河谷

TEL 059-224-2802

FAX 059-224-2801

E-MAIL kankoyu@pref.mie.lg.jp